

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第1節 第一種贈与認定個人事業者

#### 《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の贈与後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時まで確認を受けてください。

- 個人事業承継者は特定事業用資産を贈与により取得していること

特定事業用資産については、贈与により取得していることが要件とされます。したがって、売買で取得した場合には、要件を満たさないこととなります。

- 個人事業承継者は贈与税を納付することが見込まれること

例えば、相続時精算課税の適用を受ける場合において、贈与した財産の課税価格が特別控除額（最大2,500万円）以下であるとき等は、個人事業承継者は贈与税を納付しないこととなるため、認定を受けることができません。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第1節 第一種贈与認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第一種贈与申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

また、個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合等には、承継した事業と個人事業承継者が行っている事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理することが求められます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が先代事業者から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第一種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、このうち納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産について、第一種贈与申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第一種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

- ① 贈与の日が1月1日から10月15日までの場合 10月15日
- ② 贈与の日が10月16日から12月31日までの場合 その贈与の日
- ③ 贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合 その相続開始の日の翌日から5月を経過する日

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第1節 第一種贈与認定個人事業者

- 先代事業者は贈与以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は贈与の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。

- 先代事業者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産保有型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産保有型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産運用型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産運用型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業の総収入金額が零を超えていること

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業の総収入金額が零の場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者が事業を廃止した旨の届出書を提出していること

先代事業者は認定申請時までに納税地の所轄税務署長に対し、事業を廃止した旨の届出書（所得税法第229条に定める届出書をいう。）を提出していることが必要です。